

平成29年 第16回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成29年9月1日（金）
開会 午後1時30分 閉会 午後2時55分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子

6 議 事

- (1) 議案第66号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定に係る修正について
- (2) 議案第67号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定に係る修正について
- (3) 議案第68号 京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について
- (4) 議案第69号 丹後国風土記シンポジウムの開催に係る後援について
- 【追加議案 議案第70号】
- (5) 議案第70号 平成29年度京都府中学校教育研究会特別活動研究大会の開催に係る後援について

7 そ の 他

- (1)平成29年度全国学力・学習状況調査について
- (2)諸報告
①「共催」・「後援」に係る8月期承認について
- (3)各課報告
＜学校教育課・子ども未来課＞
①9月学校行事予定について
②9月幼稚園保育所行事予定について

<社会教育課>

- ①第13回京丹後市総合体育大会について
- ②第20回丹後町小学生陸上記録会について
- ③丹後はぐくみフェスティバルについて

<文化財保護課>

- ①ART CAMP TANGO 2017の開催について

8 会 議 録 別添のとおり (全21頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成29年10月19日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 久 下 多賀子

- 〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説明者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
- 教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
- 子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
- 文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

皆さんこんにちは。ただ今から「平成29年 第16回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

小中学校は8月29日から、幼稚園では本日から2学期が始まっていますが、中学校では体育祭に向けて頑張っているところだと思います。9月9日の土曜日が体育祭ですので、教育委員さんも参観に行ってください、生徒たちが頑張っている様子を見ていただければと思います。また、夏季休業中に児童・生徒の大きな問題事象等の報告はありませんでしたが、これも、小中一貫教育を各学園で一体となって取り組んでいる成果の一側面であり、学校が落ち着いてきているからだと考えています。

夏季休業中は、学園や学校で多くの研修を行っており、先生方には研鑽や、資質向上に向け頑張ってください。学園単位の取組も充実が図られており、校種を超えた一体感を先生方が実感してきていると思っています。

後程報告事項の中で、今年度の全国学力・学習状況調査の結果を報告させていただきますが、本市の平均正答率の状況は、小・中とも全国を上回り、全国より高い府の平均正答率とは同じ又は上回る状況となっています。これも、小中一貫教育の最終の目的である学力向上に向けた取組の成果であるとは思っていますが、あくまでも平均点であり、学校ごとに差もありますので、分析を行ったうえで教育指導の改善・充実に役立てていきたいと考えています。

明後日は本市のスポーツの祭典である京丹後市総合体育大会が開催されます。教育委員の皆さんにも来賓として案内がされていると思いますので、是非、開会式に参加いただき、激励をしていただければと思います。人口減少から、競技の中には旧町単位では

チームが組めないものも出てきており、総体の在り方についても引き続き今後も課題となってきているところです。

8月30日から9月議会が始まっており、教育委員会が関係する議案としては、認定こども園関係の条例制定等、そして28年度決算、29年度補正予算があります。補正予算には、従前からの懸案事項となって進めています途中ケ丘公園陸上競技場の3種化整備に向けた遺跡調査の費用が盛り込まれています。この整備は、本市スポーツ推進計画に掲げるスポーツの振興、またスポーツを通じた交流人口拡充によるまちづくりに寄与する大事業であります。整備費等も多額であること、また施設は都市公園であることから、市長部局と連携した取組みを進めていくこととしています。

また、既に一般質問の通告もあります。図書館整備、教職員の長時間勤務と授業時間等の見直し、学校給食米、高校再編、文化芸術施策、就学援助費、民営化保育所の無償譲渡、文化財行政など、今回も多く質問が出されています。現在、本市では多くの教育、子育て支援施策を積極的に進めており、これに関連する質問もあることから、市民の皆さんにご理解をいただくためにも、丁寧な答弁に努めてまいりたいと考えています。

本日は、「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」をはじめ、5議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

それでは、平成29年第14回教育委員会（8月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。

久下委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

はじめに、議案第66号及び議案第67号の2議案は、条例制定及びそれに基づく規則の制定であり、関連しますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

ご異議なしと認めます。よって議案第66号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定に係る修正について」、議案第67号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定に係る修正について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案説明をお願いします。

<吉岡子ども未来課長>

まず、議案第66号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定に係る修正について」から説明をさせていただきます。

この条例は去る8月17日の教育委員会臨時会にて、施行規則ともにご承認いただいたものですが、内容の一部を条例から施行規則の方に移し、修正する必要が生じました。このため、改めてご審議・ご承認をお願いするものです。

条例の制定・改変につきましては、原課が起案後、理事者の決裁を得たのち、市の例規審査会を経て、教育委員会並びに市議会に上程し、ご承認をいただいたのち、告示行為をもって成立する制度となっています。本条例につきましても、同様の手続きで先の教育委員会でご承認いただきましたが、その後市議会に上程する作業において、修正すべき内容が見つかったため、誠に申し訳ございませんが、再度教育委員会にて修正内容をお示しし、改めてご承認をお願いするものです。

内容を説明させていただきます。お手元の資料の議案第66号の新旧対照表をご覧ください。

まず1ページ目ですが、左の部分が現行、すなわち、今回の場合は8月17日にご承認いただいた内容です。アンダーラインが引いてある部分を、右の改正案に直すという流れでご説明を致します。

真ん中の辺り、第5条第1項第1号ですが、これに教育認定児と保育認定児という表現がありますが、これを削除し、右の改正案にありますように、ただ単に、「別表第1又は別表第2」と整理するものです。この部分は、表記の修正であり、内容を変更するものではありません。

次に、第3号の「保育認定児にあつては」という表現があります。その上に、教育認定児の属する世帯にあつてはというふうに表現をしています。従いまして、文言を整理整合するために、右の改正案では、「保育認定児の属する世帯にあつては」というふうに修正をさせていただきます。

めくっていただきまして、3ページの上の方、第7条第2項では、保育料の納期が休日に当たる場合の扱いを示しています。2行目に、左側の原稿では、「当該市の休日」とありますが、間違いではありませんが、この場合京丹後市を示していますので、右の改正案にありますように、ただ単に、「市の休日」に改めます。

続きまして第9条です。今回修正をお願いする主な部分はここからです。第9条は、納付義務者、又は納付義務者が属する世帯が震災、風水害、火災、生計を主として維持する者の失踪等が発生するなど、やむを得ない場合は、保育料の徴収を一時猶予するという内容です。

続きまして4ページです。左側第10条には、「保育料の減免」について規定しています。まず第9条と第10条を、1ページ戻って3ページの右にありますように、第9条として、「保育料の徴収猶予及び減免」とまとめて、「特別の事情があると認めた時は、教育委員会規則に定めるところにより、保育料の徴収を猶予し、又は減免することができる」と修正させていただきたいと思っています。

今回の改正の趣旨は、第9条、第10条の保育料の猶予、減免について、まとめて教育委員会規則、すなわち施行規則で規定するということです。ただし、施行規則のところで再度説明致しますが、1点、減免の取扱いについての考え方の変更があります。4ページの第10条ですが、ここはもう一度戻ってきますので、印を付けておいていただくと分かりやすいと思います。なお、最後の第12条の罰則規定は、「納付義務者」を、「保育料の納付義務者」と、より確定できるように修正をさせていただきたいという内容です。

条例の改正、修正の説明は以上です。

続きまして、議案第67号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定に係る修正について」説明をさせていただきます。

こちら新旧対照表の1ページからご覧ください。まず、左側の現行の第2条のところですが、タイトルの「利用者負担額」は、改正案のとおり「保育料の額の通知」ということで直させていただきたいと思っています。これについては、第2条の標題が従前

のままでしたが、改正案のとおり保育料ということで修正させていただく内容です。

次に第3条です。第3条では保育料の還付等を規定しています。現行は、「保育料の収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は」、というふうに規定していますが、これを、右側の改正案のとおりより正確な表現とするため、「市長は、保育料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）から納付された保育料の額が徴収すべき保育料の額を超える場合には、当該過納又は誤納に係る保育料の額（以下「過誤納金」という。）について、速やかに還付通知書（様式第3号）により当該納付義務者に通知するとともに、過誤納金を還付するものとする。」という内容で、より正確に表現をするという内容で修正をさせていただきたいという内容です。

次の第2項です。現行では、当該納付者と記載していますが、右側の改正案のとおり、ここも、当該納付義務者とさせていただく内容です。

次に、第3項の還付金につきましても、現行は「過誤納金の還付金」と記載していますが、これはこの文言を取るということで、改正案ではただ単に、「過誤納金を未納付者の保育料に充当した時は」、というふうに修正するものです。

次に、第4条、保育料の徴収猶予です。現行では、徴収猶予を受ける場合の手続きを示しています。これを、先ほどの条例の修正にありましたように、改正案では、ここに、徴収猶予を受ける場合に当てはまる条件を規定しています。この部分は、条例から規則の方に移しただけという内容です。

2ページをご覧ください。現行の2を3に、項の番号を変えるだけです。

続きまして、現行の第3項、「市長は、前項の規定により保育料の徴収猶予を受けた者から、条例第8条第3項に規定する申告があったとき、又は徴収猶予を必要とする理由が明らかに消滅していると認められるときは、徴収猶予を取り消すことができる。」、これを、第4項と第5項に分けるという修正です。第4項では、猶予を受けた者の理由が消滅した場合は、直ちに市長に申告しなければならないという規定を定めています。第5項では、「市長は、その事実が明らかに消滅していると認められるときは、保育料の保育料の徴収猶予を取り消すことができる。」という内容で、再度申しますと、現行の第3項を、4項、5項に分けて取り扱う規定ということになります。

次に、現行の第4項です。ここでは、市長が、納付義務者への取消通知について定めています。改正案では、前の項との整合性を図るため、文言を修正しています。

次に、第5条では、保育料の減免の手続き等について規定をしています。改正案では、第5条として、「市長は、次の各号のいずれかに該当する納付義務者のうち必要があると認められる者に対し、保育料を減額し、又は免除する」としています。

概要としましては、条例のほうで規定していた保育料の徴収猶予と減免に係る内容を、この施行規則に移したということですが、趣旨についてもここが変わっています。先ほど申し上げました議案第66号の条例改正の新旧対照表の4ページの第10条です。この保育料減免の従前の扱いは、市長は、前条の規定により保育料の徴収を猶予した納付義務者及びその属する世帯の状況が、猶予した期間を超えてもなお当該理由が続く場合その他保育料を納付することが困難なやむを得ない事由があると認める場合は、その者

の申請に基づき保育料を減額し、又は免除することができる。」となっています。従いまして、従前の扱いは、まず一旦猶予をして、そしてその期間が終わってもなお当該の納付義務者が納めることが困難な場合は減額若しくは免除しましょう、という二段階の仕組みになっていましたが、保護者、祖父母も含めた家族が亡くなられて、子どもだけが残ってしまうとか、6ヶ月経って、その世帯の資力が回復するとは到底認められないという場合も想定されますので、今日のお願いは、最初から減額若しくは免除できる場合も規定しましょうというのが趣旨です。もう一度説明しておきますと、今までは一旦猶予したのちに減額若しくは免除だったのですが、今回の改正から、猶予の規程も残すのですが、最初から減額若しくは免除できるという仕組みに直させていただきたいというお願いです。

続きまして、もう一度施行規則の新旧対照表の3ページに戻ってください。第5条では、先ほど申し上げましたように、突然減額若しくは免除できるという扱いです。(1)から(5)まであります条件は、これは今までどおりです。

以下、現行の2項、3項、4項につきましても、その前の猶予と同じように、文言の修正であったり、バランスを取るものです。

最後、4ページですが、いちばん下に附則がございます。この附則につきましても、現行の条例規程の廃止を幼稚園と保育所それぞれを項立てて廃止しておりましたが、一本で廃止をするという内容で平成30年4月1日から施行するという事になっていきます。

一旦は教育委員会の中でお認めいただいて、また日が経たない中で、再度の修正をお願いするという事で、大変申し訳ございませんが、何卒ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

ただ今、2議案の説明をさせていただきました。

私の方からもお詫びを申し上げます。前回の臨時会の方で提案させていただき、ご承認もいただいたものを、改めて修正の形でこのように提案させていただいています。本来、十分に事務局の方で精査ができていれば、こういう形にはなりません。大変ご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げたいと思います。

今回は修正部分がたくさんありますので、修正部分だけの修正をするのではなく、全文の修正をするという形で、議案として出させていただいていますので、よろしくお願い致します。

まず、議案第66号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定に係る修正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<野木委員>

内容のことではないのですが、今、教育長の方から、全文を修正するという形で議案として出しているということですが、その場合、前回承認をしたことと、今回承認をここで新たにすることとは、本来は分けなければならないということではないでしょうか。前は承認しているわけですよね。前回の分を破棄してしまって、新たに今回提出されたもので審議してほしいという意味合いで良いですか。

<吉岡教育長>

はい。そうです。

<野木委員>

ルール上のことは良く分かっていないのですが、前回の承認事項を破棄する場合、我々の方で一旦否決にするというか、そういう手続きが必要になりませんか。

<吉岡教育長>

前回の提案内容を取り下げる形を取らせていただきたいということです。

一度可決をいただいていますので、本来でしたら、一般に周知するための告示がされていれば、取り下げという手続きはできないので、改めて全文を改正をするという形になりますが、現在告示はまだされていません。議会の方に提案している最中で、まだ議会の方が議決していません。まだ審議中だということです。議会の方には間に合ったので、修正をした形で提案をさせていただきます。

ですから、今回は、前回承認いただいたものを取り下げをして、改めてこちらの方で承認をお願いしたいという形を取らせていただきます。

<野木委員>

了解しました。

<吉岡教育長>

次に、議案第67号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定に係る修正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

分かりやすく説明いただいたので、今回どういうふうに修正をされたかということが分かったのですけれども、減免のしくみを変える必要があるという不具合が、事例としてあったりしますか。

<吉岡子ども未来課長>

職員に確認したところ、今まで減免したというようなことは、最近では記録はなく、特に不具合はないのですが、もともとの経過を申しますと、平成27年に子ども・子育て支援新制度がスタートした時に例規改正をして、現行の幼稚園保育料徴収条例と、保育所保育料徴収条例と、従前にあったものをその時に改正して、今のスタイルになっているわけですが、その時にさかのぼって確認しましたら、例規としては、その時の考え方と言ったら申し訳ないのですが、まずは一旦猶予だろうと。まずは一旦猶予して、そのご家庭の資力が回復したらお支払いいただく。猶予して最大6ヶ月は待って、それでもやはり資力が回復しない場合があるだろうから、そこからは減免したら良いだろうという、その時はそういう整理だったのです。一旦猶予ということは、支払義務、納付義務というのはそこから発生しますので、法律の解釈論というか技術論になるのですが、地方自治法との関係も見ると、やっぱり6ヶ月前にさかのぼって猶予するというのは、条例と法律の整合性が厳しいだろうという議論が出てきたというのが本当の所なのです。従いまして、この機会に猶予はもちろんあるのですが、先ほど申し上げましたように、ご家庭によっては、あとで納付義務が発生して残るよりも、最初からそこで減免という扱いもできる、両方の扱い方ができるようにした方が、市民の皆さんの、何かがあった時の対応としては的確だろうという、そういう見直しというのにも必要になりまして、先ほど教育長からもありましたように、本来は17日の臨時会の時にしっかりやるべきだったのですが、そのあとばたばたしてこういうことになったということで、申し訳ありませんが経過としてはそういうことです。

<吉岡教育長>

他にございませんか。

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第66号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の制定に係る修正ついて」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第67号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則の制定に係る修正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第68号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第68号「京丹後市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について」説明させていただきます。

京都府文化財保護条例の一部改正、京都府暫定登録文化財に関する規則の改正に伴い、京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱の一部改正が平成29年7月14日に行われたことを受け、京丹後市指定文化財等補助金交付要綱を京都府との整合性をとれるように改正するものです。

新旧対照表の方で説明させていただきます。

第2条の定義の第2項の登録の次のところに、暫定登録又は決定されたもの、という形で、「暫定登録」という言葉を加える改正をさせていただいて、事業の内容について整合性がとれるように改正をさせていただきたいということです。

まず有形文化財及び有形民俗文化財保存事業の、管理という事業の中で、現状ではア

からクまで示してあるところ、その中のオの部分について、今までは燻蒸という言葉で終わっていたのですが、「及び殺虫」を加えたいと思います。

クの次にケを設けまして、「耐震診断（建造物を対象とするものに限る）と、コ耐震補強工事（建造物並びに有形文化財及び有形民俗文化財及び有形民俗文化財を管理・収蔵している建造物を対象とするものに限る。）」という項を加えていきたいというのがまず1点目です。

次に、同じ有形文化財の項ですが、修理のところですが、現行は、（2）までですが、（3）を加え、「防災資機材の整備、消火器・収蔵箱等防災資機材の整備」を加えたいと思います。

同じく、3史跡、名勝、天然記念物保存事業というところ、管理のところの最後が、現在はカその他、保存に必要と認められる事業となっていますが、カの項に具体的なものをもう1つ、「樹木のせんてい及び整枝」というのを加えて、キに、「重要な構成要素である建造物等の耐震補強工事」を新しく設けるという形になります。

そして現行の4ではその他の保存事業というふうに括ってあるのですが、ここもきちっと事業を謳うということで、4として「選定保存技術保存事業」という事業に変えまして、（1）記録の作成 記録の作成及び刊行、（2）伝承者の養成 ア 研修会及び講習会の開催並びに実技指導 イ 資料の収集および整理 ウ 技術及び技能の練磨のための事業 というのを謳い、事業者の方も現状では所有者若しくは保持者又は管理団体、保持団体又は保存団体、その他教育長がその保存に当たることを適当と認めるものという広い括りに、当然その他なのでなっていますが、この事業については、保持者、保存団体その他教育長がその保存に当たることを適当と認めるものと変えるというふうになっています。

5の事業もまた新たにきちっと謳いまして、「文化財環境保全地区保存事業」として、管理というところで、ア 参道等の復旧及び石畳、側溝、石積等の復元 イ 園池等の浸食部及び給排水施設の改修 ウ 説明版、境界標、囲さく等の設置、エ 災害復旧工事 オ その他保存に必要と認められる事業、というふうに、アからオを規定しまして、事業者は所有者又は管理団体という形できちっとした事業を謳うという形になっています。

最後、従来の4のところ謳っていたものを、6として最後に付け加えて、附則として、本日お認めいただいたら本日から施行という形をとらせていただいています。

以上よろしくご審議のほどお願い致します。

<吉岡教育長>

補足はないですか。

<吉田文化財保護課長>

今回、この暫定登録文化財が出てきた背景については、今までは京都府の「指定」と「登録」の二通りだけだったのが、暫定が出てきた理由は、指定または登録をしたのちに、保存・保有のための措置を講じたのでは、文化財が守れない場合があるということで、一定の文化財の価値が認められるものを、一応文化財として台帳に暫定的に登録するという制度です。

もともと指定の件数が限られており、価値を持っているものがたくさんある、というのが前提にあって、8月22日に、第一回目の暫定登録をして、京都府全体で434件の暫定登録をしました。これは、指定や登録の場合ですと、だいたい1年に10件程度しか指定登録しません。いちいち調べていたのでは、なかなか指定登録までは持っていけないということで、一定の価値のあるものを守るために暫定登録をしたというのが背景にあります。

<吉岡教育長>

私の方から少し質問したいのですが、京丹後市に暫定登録になったものがありますか。

<吉田文化財保護課長>

今回、京丹後市で暫定登録になったものが5件ありまして、京丹後市の指定になっているものが3件あります。縁城寺さん所有の陸信忠の絵画が2件と、同じく俱生神像という、これも縁城寺さん保有の絵画です。絵画ではこの3件、今まで京丹後市の指定物件だったものが暫定登録になりました。

それから、新たに、平区所蔵の「八幡大菩薩縁起」という、指定がかかっていないものが1件と、それからもう1件が、扇谷遺跡から出土した陶埴の資料が1件です。

以上、京丹後市からは今回5件、暫定登録となっています。

<吉岡教育長>

議案第68号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第68号「京丹後市指定文化財補助金交付要綱の一

部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第69号「丹後国風土記シンポジウムの開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第69号「丹後国風土記シンポジウムの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、豊受大神と風土記をテーマとして、丹後に於ける二つの風土記の解明を行い、風土記の世界を探ることを目的として行われるシンポジウムです。基調講演として皇學館大學博士 荊木 美行 氏が最初に「風土記と外宮」をテーマに話された後、花園大学高橋教授が「雄略天皇時代の丹後の古墳」をテーマに、次に京都府立丹後郷土資料館 吉野主任が「丹後国風土記の成立」をテーマに二つの講演が続き、最後にパネルディスカッションが行われる予定です。主催は丹波の文化を伝承する会、期日は平成29年11月12日(日)、会場は京丹後市峰山町福祉センター2階、申請者は、丹波の文化を伝承する会 会長 藤村 裕孝氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

議案第69号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

内容的には素晴らしい内容だと思っています。その中で、予算書のことで細かいこと
ですみません。収入と支出ともに、合計が496,000円だと思うのですが、コンマの
位置が違うのと、収入の方の地域力交付金の165,000円のコンマの記述も統一をさ
れた方が良くないかなと思います。

<横島教育次長>

ご指摘いただいたとおり、確かにそういう部分がありますので、訂正をさせていただきます。

<野木委員>

この手のシンポジウムは初めて開催されるのですか。

<吉田文化財保護課長>

この丹波の文化を伝承する会は、何年度だったかは忘れましたが、以前に何回か、地
域力の事業を使って実施しています。今回の市町村振興協会というのは宝くじのよう
ですけど、一定の補助金をもらいながら、いろいろなシンポジウムを開催されています。

<田村委員>

参加者のところが、「綾部以北の歴史などの関心がある人」となっていますが、これは
参加をする人が限られているという解釈で良いのでしょうか。例えば、興味のある中学
生や高校生も参加ができるのでしょうか。

<吉田文化財保護課長>

内容が中学生では少し難しいかなと思いますが、限定ではないので、興味があれば誰
でも参加できます。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第69号「丹後国風土記シンポジウムの開催に係る
後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

続きまして、追加議案を1件準備しております。

議案第70号「平成29年度京都府中学校教育研究会特別活動研究大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第70号「平成29年度京都府中学校教育研究会特別活動研究大会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、特別活動部会の研究主題を「望ましい集団活動を通じて豊かな社会性や望ましい人間関係を育てる特別活動の展開～話し合い活動を通じて～」と設定し、府内各中学校で特別活動の3領域（学級活動・生徒会活動・学校行事）に関する実践研究を進めるとともに府内全体での交流及び研究協議を行うことを目的に実施されるものです。主催は京都府中学校教育研究会・京丹後市立大宮中学校、後援には京丹後市教育委員会のほか、京都府教育委員会が予定されています。期日は平成29年11月14日(火)、会場は、公開授業については京丹後市立大宮中学校、全大会・分散会はアグリセンター大宮 午前中公開授業と歓迎行事が大宮中学校で行われた後、午後はアグリセンター大宮に移動して全体会・分散会が行われる予定になっています。申請者は京都府中学校教育研究会 会長 村田 富三昭 氏、同会 特別研究部 部会長 大見 忠彦 氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

議案第70号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第70号「平成29年度京都府中学校教育研究会特別活動研究大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて4のその他ということで、はじめに、平成29年度全国学力・学習状況調査について報告があります。事務局から説明をお願いします。

<松本総括指導主事>

8月下旬に、平成29年度全国学力・学習状況調査の結果が、市教委及び各校に返ってまいりました。概要について、取り急ぎまとめましたのでご報告をさせていただきます。

本年度は、端的に言いまして大変良い結果となりました。3年前と同じように、小学校6年、中学校3年の国語A・B、算数・数学A・B、全て全国平均、及び府平均以上ということで、3年前に同じように上回って以来の、二度目の、府も全国も同じか上回るという結果となっています。

青としてありますのは、全国平均と比べて、市平均は、府平均はということになっています。ただ、本年度から、過度な競争をあおるのを防ぐということで、全国平均は少数第一位まで示されていますが、府平均や市平均については、整数止まりとなっていますので、このように、ぴったり同じみたいな形で、小学校の国語A、算数A・Bのように、府と市がほとんど同じということになっていますが、微妙な違いはありますものの、整数で表すとこのようにほぼ同じという形で、全国平均を上回り、府平均も以上という

ことになっています。

とりわけ中学校におきましては、府平均をも3点から5点上回る、結果となつていまずので、大変良い状況になっていると思つています。この子どもたちは、4年前小6だった子どもたちで、その時も上回っていたわけですが、その時の上回り具合よりもさらに高いところへ行つているということで、小中一貫等の取組みによつて、高学年で確実に付けた力を中学校の方でも維持、伸ばしていただいて、こういう結果となつているのではないかと捉えているところです。

ただ、京丹後市の教育振興計画の目標指数ということで、質問紙の方で出ている状況におきましては、先ほど言いました全教科全国平均以上というところについては二重丸ということになるわけですが、1時間以上の学習時間を確保しているかや、夢や目標を持つている生徒の割合というところにつきましては、これまでよりも、例えば1時間以上の児童生徒の割合は、小学校はほぼ同じぐらいですが、中学校では少しずつ改善が見られているものの、なかなか目標値にあげている、小学80%、中学70%というところにはまだ十分達していないということで、これは10年間の指標となつていますので少しずつ上げながら、目標値の達成を目指していきたいと思つていますし、一番厳しい、将来の夢や目標を持つている生徒の割合というところについては、ほぼ60%後半から70%のところをずっと推移していきまして、目標値としてあげています90%以上というところについては、依然厳しい状況にありますので、これについても少しずつ、今みたいに学力でありますとか、生徒指導上の諸問題を小中一貫等の取組によつて改善していくことで、少しずつ自信を持った子どもたちによつて、こういう部分が高くなつていくことを求めて、指導を進めていきたいというふうに思つているところです。

極めて概要ですが、以上です。

<吉岡教育長>

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

質問ではありませんが、この前テレビでもやつていましたが、だんだんと差が縮まつていくことを聞きました。京丹後でも随分良くなつていっているのを見せていただくと、すごく嬉しいなと思つますので、これからも頑張つてほしいと思つます。

<松本総括指導主事>

過度な競争ということではないですけども、京丹後市の子どもの平均を、例えば都道府県で平均の正答数で取りますので、その正答数等で照らしていきますと、小中合わせても全国で7番目よりも上ぐらいの都道府県の平均正答数と、7番目それ以上という

ところで本年度は出ていますので、そういう意味においても市全体としての高まりは出てきているのではないかと考えています。

そうは言っても年年によって違ってきていますが、一定、小学校においては府の平均を下回る年はありませんけれども、平成22年度以降は、全国の平均は、算数・国語とも下回ってはいません。中学校におきましても、数学Bが非常に課題でして、数学Bで全国を下回る時は年度によってはありますが、他の数学Aとか国語A・Bについては府平均を下回ることはあっても、ほぼ全国平均は上回っているという状況にあるということも付け加えさせていただきます。

<野木委員>

今見させていただいている資料というのは、公に出るわけですか。

<松本総括指導主事>

一昨年度から、市の「広報きょうたんご」の方で、この結果等については、市の平均については公表しているところです。

<吉岡教育長>

京丹後市は公表していますが、公表していない市町村もまだあります。数字だけではなく、広報ではいろいろな分析も一緒に書いていますので、だいたい見開き1ページぐらい使って公にさせていただいています。

<吉岡教育長>

続いて、諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る8月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

① 9月学校行事予定について

② 9月幼稚園保育所行事予定について

<社会教育課>

- ① 第13回京丹後市総合体育大会について
- ② 第20回丹後町小学生陸上記録会について
- ③ 丹後はぐくみフェスティバルについて

<文化財保護課>

- ① ART CAMP TANGO 2017の開催について

<吉岡教育長>

全体をとおして、何かご質問がありますか。

<田村委員>

先生と生徒のSNSの話が前回の会議であったと思いますが、京都府では生徒との不適切なことが20件ほどあって、北部ではありませんがという説明を受けたと思うのですが、新聞等々では北部中学校教諭という報道がされていたので、まあどこまでが北部かとうことはありますが、どういうことなのかなと思ひまして、京丹後市ではないのですね。

<吉岡教育長>

丹後局管内ではないですね。

<上田教育理事>

丹後局管内ではないです。

<吉岡教育長>

だから京丹後市ではないです。

<田村委員>

わかりました。

もう一点、学校の先生が研修に行かれるという事実があると思いますが、2学期が始まったら、中学校の先生が実は研修に行かれることになりましたので、その間代わりの先生はこの先生ですというようなプリントをもらって来ていました。それは、何か特別に事情が大きく変わったり、本人が希望されたりしたのでしょうか。年度が始まる時に、

1年間このクラスを持つというような予定で見ていただいているのかなと思いますが、特別な事業があって研修に行かれるのですか。

<上田教育理事>

4月の段階で、この1年間の間に、誰がどの期間研修に行かれるというのは、ほぼ予定は決まっています、それが1ヶ月以上の研修になる場合については、講師の先生が来ていただけるということで、代わられるということです。峰山中学校の場合は、講師の先生が入っておられて、4月の段階で分かっていたのですが、自分の教員免許を取るため教育実習に行かれるということだったと思います。4週間の教育実習に行きたいということを申し出られまして、それを了解したうえで講師をお願いしているという実態があります。なかなか講師の方もおられませんので。研修の間別の方に来ていただくということです。

例えば網野南小学校の先生は9月4日から2ヶ月研修にいかれるということもあります。その間、別の講師の方に入っていただくという実態もあります。網野中学校では、教頭先生が2週間11月から行かれるのですが、そういった場合には代わりは入りません。期間が2週間ほどになりますと。夏休み間にも2週間、3週間の研修がありまして、そういう時にも入らずに行かれています。

<吉岡教育長>

田村委員、何かありましたか。

<田村委員>

特にはないです。子どものためには変わらない方がよいと思います。子どもも知らなかったようなので、本人が希望されたのか、何か特別な研修が必要になったのかなと思ひまして聞かせていただきました。変わらない方がよいのになと思ったということです。

<上田教育理事>

それは言われるとおりでと思いますが、代わりの講師の方が見つけられるかと言ったらなかなか今おられなくて、困っている実態もあるのです。

<吉岡教育長>

気付いた点がありましたらまた言ってください。

<田村委員>

はい。

<吉岡教育長>

子ども未来課長、保育所の運動会ですが、かぶと山こども園だけ書いてありませんが、別の日ですか。今までは全部一緒ではありませんでしたが、今年から全部同じ日に実施するよう統一したということですか。

<吉岡子ども未来課長>

偶然だと思います。こちらの方で、指示を出したということではないですが、かぶと山こども園が抜けているだけだと思いますので、いずれにしてもこれでは時間も分かりませんので、大きいところはだいたい8時半で、小規模のところは9時からとか、8時半から9時の間でスタートしますが、改めて調べて報告させていただきます。

<安達委員>

かぶと山こども園の運動会は10月7日のようです。

<吉岡教育長>

それならこれは合ってますね。

<久下委員>

大宮こども園の13日の避難訓練の「ひ」と、島津保育所の14日の避難訓練の「ひ」が同じように字が間違っています。

<吉岡子ども未来課長>

大変失礼しました。気を付けます。

<吉岡教育長>

教育委員さんには、体育祭の案内は届いていますか。

<久下委員>

特にはいただいてないように思います。

<吉岡教育長>

合唱祭はどうですか、案内は届いていますか。

<久下委員>

合唱祭もいただいてないように思います。

<吉岡教育長>

予定されていることは分かっていますが、案内が来ないと時間が分かりませんよね。せっかくこちらも行ってくださいと言っているのです、そういう大きな行事は、できたら教育委員さんにも参観していただきたいので、別にそれぞれの学校が案内を出すのではなくて、教育委員会ですべてお知らせをしたら良いですね。

<吉岡教育長>

他にはよろしいでしょうか。

以上で第16回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

<閉会 午後2時55分>

[10月定例会 平成29年10月6日(金) 午後 時 分から]